



6階 ドームホール 資料



スケジュール・資料／概要

- 12:30 認定社会福祉士制度説明 生涯研修センター
『認定社会福祉士ルート—新たな認定社会福祉士への道—』 …… 28
- 13:00 パネルディスカッション 地域包括支援センター委員会
『尊厳の保持と自立支援、そして地域共生社会』～ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を考える～ …… 40
- 15:00 パネルディスカッション終了
- 15:30 シンポジウム
各教室からの報告
- 16:00 閉会

認定社会福祉士ルート

新たな認定社会福祉士への道

2018年2月10日

生涯研修センター委員 古城 靖彦

社会福祉士に求められる役割

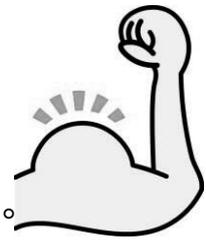
- ①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見(平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会)

実践力を有する社会福祉士の養成

- ①資格取得後の継続教育等による能力開発が必要である。
- ②少人数職場や単独配置職種では教育・指導体制が持ちにくい。
- ③研修実施団体はそれぞれ独自に研修を開催しているがその関係調整がなされておらず、どのような研鑽をしているのか相互の位置づけがわかりにくい。
- ④生涯研修制度等は研修の努力は評価できるが、実践力についての評価となりにくいことから、社会福祉士有資格者の力量が十分に担保され、それを社会に明示してきたとは言い難い。

これらが、実践力のある社会福祉士の任用や活用が進まない要因にもなっている。養成教育後の研修体系の整備や経験目標の設定など実践力の担保の仕組みを整備するとともに、実践力・専門性を認定する「認証認定制度」が必要である。



成長の段階設定について

社会福祉士の成長過程は大きく分けて次のような段階を経ている。

- ①教わりながらできる
- ②自分の職場においてひとりでできる
- ③自分の職場でリーダーになれる、スーパービジョンができる
- ④地域で中核になれる、管理的機能が担える



認定社会福祉士は「組織を含む地域の中で中核になる者」を想定した。

実際にその段階まで至るにはある程度長期の実践経験と研鑽が必要であり、福祉現場においては、まずは自職場においての役割を適切に果たせる段階が求められる。

そのため、「③自分の職場でリーダーになれる、スーパービジョンができる」段階と、「④地域で中核になれる、管理的機能が担える」段階との2段階に分けて認定を行うこととした。



認定社会福祉士と認定上級社会福祉士の定義

- **認定社会福祉士とは**
社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。



- **認定上級社会福祉士とは**
社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

認定社会福祉士と認定上級社会福祉士の役割

認定社会福祉士

- 1.複数の課題のあるケースの対応を担当する。
- 2.職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。
- 3.地域や外部機関との対応窓口となる（窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。）
- 4.関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる

認定上級社会福祉士

- 1.複数の課題のあるケースについての指導・スーパービジョンを行う。
- 2.財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり、変革に取り組む。
- 3.地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。
- 4.科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。

養成の目標数(制度構築時)

・認定社会福祉士

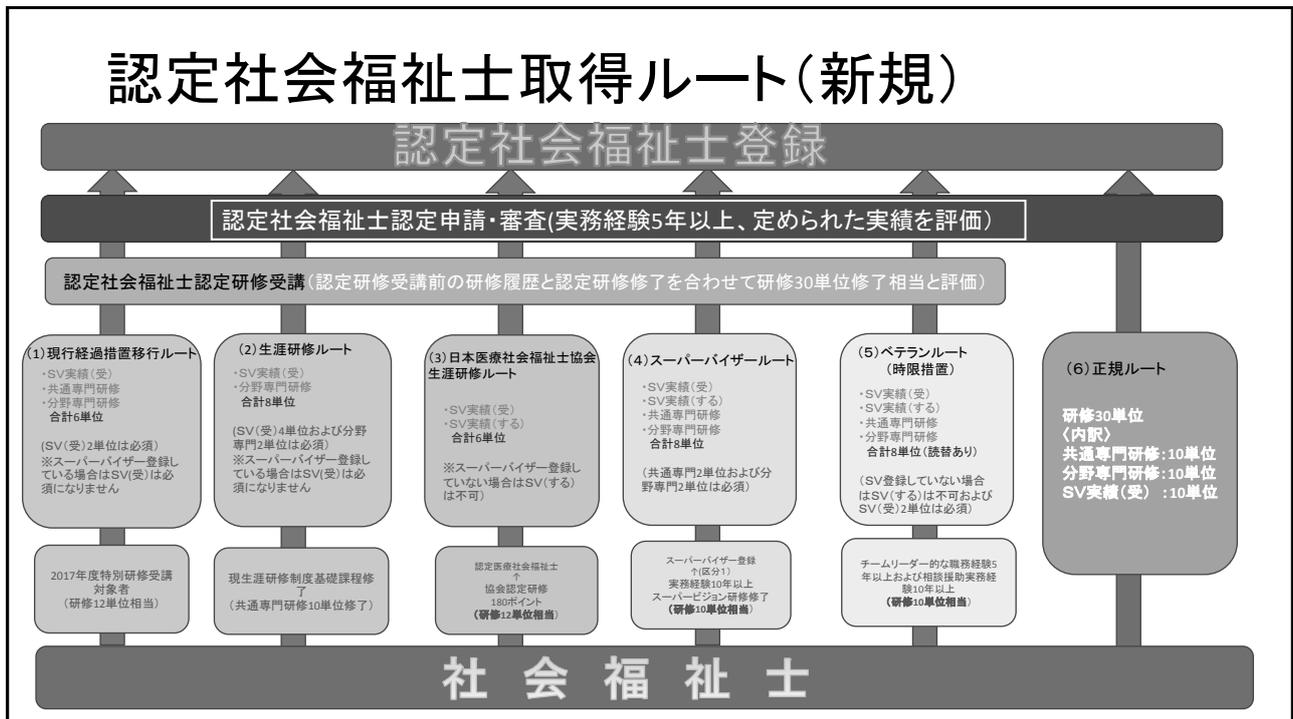
その具体的な役割も含めて実務に携わるすべての社会福祉士が取得をしていくことを想定している。



・認定上級社会福祉士

地域で中核になる者(地域におけるスーパーバイザー、リーダーになる者)なので、仮に人口3万人～5万人に1人の割合で配置すると、2,400人～4,000人が必要になる。

認定社会福祉士取得ルート(新規)



(1) 現行経過措置移行ルート

2018年度で経過措置が終了することから、経過措置対象者が不利益とならないように設定した受講要件です。受講には次の①と②の両方を満たすことが必要です。

①2016年度までの研修履歴で認定社会福祉士特別研修の日本社会福祉士会生涯研修による受講要件を満たしていること

(旧生涯研修制度共通研修課程3回以上の修了

もしくは共通研修課程修了2回+専門分野別研修4単位取得者が対象となります)。

②スーパービジョン実績(受ける)、認証された共通専門研修、認証された分野専門研修の中から計6単位取得すること。ただし、6単位の内、スーパービジョン実績(受ける)2単位は必須となります。

(スーパーバイザー登録をしている場合は必須にはなりません)。

(2) 生涯研修ルート

日本社会福祉士会の生涯研修制度とリンクした受講要件です。

受講には次の①と②の両方を満たすことが必要です。

①機構に認証された基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを修了すること

(基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは6年以内に修了することが必要です)。

なお、旧生涯研修制度共通研修課程修了による基礎課程修了と見なされた方は適用されません。認証された基礎研修の単位の取得が必要です。

②スーパービジョン実績(受ける)、認証された分野専門研修の中から8単位取得すること。ただし、8単位の内、スーパービジョン実績(受ける)4単位及び分野専門研修2単位は必須となります。

(スーパーバイザー登録をしている場合は、スーパービジョン実績(受ける)は必須ありません)。

(3) 日本医療社会福祉協会の生涯研修ルート

日本医療社会福祉協会の認定医療社会福祉士とリンクした受講要件です。受講には次の①と②の両方を満たすことが必要です。

①認定医療社会福祉士を取得していること。

②スーパービジョン実績(受ける・する)から6単位取得すること。ただし、スーパービジョン実績(する)は機構にスーパーバイザー登録していることが必要となります。

(4) スーパーバイザールート

機構に区分1のスーパーバイザー登録をしている社会福祉士が認定社会福祉士を目指す場合の受講要件です。受講には次の①と②の両方を満たすことが必要です。

①機構に区分1のスーパーバイザー登録をしていること。

②スーパービジョン実績(受ける・する)、認証された共通専門研修、認証された分野専門研修から8単位取得すること。

ただし、8単位の内、認証された共通専門研修2単位および認証された分野専門研修2単位は必須となります。

スーパービジョン実績(受ける)2単位を推奨しますが必須とはなりません。

(5) ベテランルート①(時限措置)

すでに実践力がある中堅・ベテランの方を対象とする受講要件です。受講には次の①と②の両方を満たすことが必要です。なお、当受講要件は時限措置ですので当面の適用となります。

①相談援助実務経験10年以上およびチームリーダー的な職務経験5年以上あること。

②スーパービジョン実績(受ける・する)、認証された共通専門研修、認証された分野専門研修の中から合計8単位取得すること。

ただし、スーパービジョン実績(する)は機構にスーパーバイザー登録していることが必要です。

機構にスーパーバイザー登録していない場合はスーパービジョン実績(受ける)2単位は必須となります。

また、8単位の内、4単位については、講師経験、公的な資格の取得、特別な研修(公的制度に裏付けられた研修など)の受講履歴のそれぞれについて上限4単位まで読替可となります。

これらは、個別に判定されます。なお、スーパーバイザー登録している場合は、スーパービジョン実績(受ける・する)、共通専門研修、分野専門研修から合計6単位取得すれば良いこととなります。

ベテランルート②

＜相談援助実務経験10年以上＞

社会福祉士資格取得後でかつ認定申請時から15年以内の実務経験が対象となります。相談援助実務経験の対象は認定申請時の対象範囲と同じです。所属長(上長)の署名が必要となります。

＜チームリーダー的な職務経験5年以上＞

申請時から10年以内の職務経験が対象となります。所属長(上長)の署名が必要です。チームリーダー的な業務の職務経験とは、複数の職員の業務のとりまとめ、管理職(マネジメント業務)等をさします。

なお、独立型社会福祉士はチームリーダー的な職務経験の対象とはなりません。

ベテランルート③

＜読替単位の対象と単位換算＞(上限4単位)

1) 講師経験

- ・講師経験15時間を1単位とみなす(講師時間の合算は可)。
- ・対象となる講師経験とは、大学等の講師、法人格を有する団体が主催する研修会の講師、とする。

2) 公的な資格

- ・精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員を対象とし、当資格を有している場合、それぞれ1単位とする。

3) 特別な研修の受講(公的制度に裏付けられた研修など)

- ・国及び地方自治体が主催もしくは委託している社会福祉分野の研修を対象とする。ただし、2)の資格を取得および更新するための研修は除く。
- 対象となる研修は個別に判断する。

15時間を1単位とする(研修時間の合算は可)。

正規ルート ① 共通専門



	必修	選択必修	選択
ソーシャルワーク理論系科目群 I	2単位		認定上級の理論系科目群 II から選択可 (2単位)
権利擁護・法学系科目 I	2単位		
サービス管理・人材育成・経営系科目群 I	2単位		
地域開発・政策系科目群 I	1単位		
実践評価・実践研究系科目群 I	1単位		

正規ルート ② 分野専門



		必修	選択必修	選択	
「高齢」「障害」「児童・家庭」「医療」「地域社会・多文化」から認定を受けようとする1分野	各分野の制度等の動向	1単位			
	支援の実際	理論・アプローチ別科目群		9単位(各科目群から最低1単位以上)	
		対象者別科目群			
		SW機能別科目群			

認定社会福祉士にむけてのスーパービジョン

<目的>

- ・スーパーバイザーの実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するためにソーシャルワークの視点から実施するもので、スーパーバイザーとなる社会福祉士が次の各号に掲げる事項を獲得することを目的とする。



- ・社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。
 - ・所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする。
 - ・専門職として職責と機能が遂行できるようにする。

正規ルート ③ スーパービジョン

- ・認定制度のスーパービジョン(以下、SV)では、スーパーバイザーとスーパーバイジーは、SVを行う前に、1年間のSV実施契約を締結します。
- ・認定制度のSVは、契約締結後、1年間に6回以上、1回1時間以上のSVを行います
- ・認定制度のSVは、個人SVが原則です。
- ・認定制度のSVのスーパーバイザーとスーパーバイジーの関係は、職場内／職場外、同じ専門分野／異なる専門分野を問いません
- ・認定制度のSVを受けようとする場合は、スーパーバイジーが認定機構にスーパーバイザー登録しているスーパーバイザーへ依頼します。

正規ルート④ スーパービジョン

- 認定制度に枠組みに従ったSVを1年間に6回以上受けることでSV実績2単位となります。
- 5年間継続して行うことで認定社会福祉士申請に必要な10単位になります。
- 5年の間、スーパーバイザーは同じ者である必要はありません。
- 認定制度のSVを受けようとする社会福祉士(スーパーバイザー)は、事前に「スーパービジョン実施マニュアル(スーパーバイザー用)」をお読みください。



認定社会福祉士認定申請（申請要件）



次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- (2) 「認証された研修及びSVで30単位」もしくは「認定社会福祉士特別研修」の修了者
- (3) 日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持っている団体の正会員であること(注1)

※申請時に日本社会福祉士会会員または日本医療社会福祉協会会員であること

- (4) 社会福祉士資格取得後、原則として厚生労働省の通知に定める相談援助実務経験が過去10年以内に5年以上あること。このうち、社会福祉士を取得してからの実務経験が複数の分野にまたがる場合、認定を受けようとする分野での経験が2年以上あること。
- (5) 別に例示する実務経験があること

注1) 認定後に団体の正会員でなくなると認定社会福祉士は取り消されます。

時代のキーワード

「尊厳の保持と自立支援、そして地域共生社会」

～ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を考える～

パネルディスカッション

発言要旨

13:00 ~ 15:00

北とぴあ6Fドームホール

プログラム

1. 課題提起

2. 各分野からの報告と意見発表

- (1) 高齢福祉分野から 川崎 裕彰氏（地域包括支援センター委員会委員）
- (2) 障がい福祉分野から 吉田 剛氏（障害者支援委員会委員）
- (3) 児童福祉分野から 内田宏明氏（子ども家庭委員会委員）
- (4) 貧困対策分野から 日下公佑氏（低所得者支援委員会委員）

3. パネルディスカッション

コーディネーター 山本繁樹（地域包括支援センター委員会委員長）

コメンテーター 和田 忍（地域包括支援センター委員会副委員長）

地域共生社会に関連する4委員会合同企画

時代のキーワード

「尊厳の保持と自立支援、そして地域共生社会」

～ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を考える～

問題の背景

日本の社会保障制度はいま大きな転換点を迎えています。

少子高齢化や人口減少、都市部と地方の様々な格差、そして主に現役世代の負担で支えられてきた従来型の社会保障制度の限界など、これまでどおりでは立ち行かなくなる状況に直面しています。

新たな財源が確保できない中で、高齢者人口がピークを迎える2040年代まで需要は伸び続けるとも予測されています。

これに対して政府は、ここ数年矢継ぎ早に対策を示し始めました。

「地域包括ケアシステム構築」に向けた取り組みの大方針により、全自治体が動きはじめたばかりにもかかわらず、今度は「地域包括ケアシステムの深化」と題して「地域共生社会の実現」の将来ビジョンが示され、そこには、高齢、障がい、児童、貧困といった分野の支援が横断的に連携している未来像が描かれていました。

昨年は、一億総活躍社会や地域共生社会の実現といった言葉も紙面に踊りました。

制度を守るのか？人を守るのか？限られた財源の用途を巡る議論では、徹底した予算管理や歳出抑制の努力が自治体に求められ、自助や互助がにわかに強調されてきています。

ソーシャルワーク…理念の共有と横断的な支援の実現を目指して

いよいよ来年度からは介護保険法等関係法令の改正により地域包括ケアシステムづくりの取り組みが高齢者の領域を超えて地域共生社会づくりへと深化していきます。

この企画を主唱した地域包括支援センター委員会では、昨年度より年間テーマとして「尊厳の保持と自立支援」を掲げ、研修を中心に取り組みを進めてきました。

生活環境となる地域づくりで捉えた「地域共生社会」の実現に当たっては、高齢、障がい、児童、貧困対策の分野を中心に、領域を横断して「尊厳の保持」と「自立支援」について理念の共有や整理を図り、認識の壁を取り除く必要性が浮かび上がってきます。

表現は違うかもしれませんが、それは私たち社会福祉士が共通して取り組む「意思決定の支援」や、クライアントを「エンパワメント」していく実践に他なりません。

特に、分野横断的にソーシャルワーク機能の発揮を期待されている社会福祉士においては、たて割りの制度体系に横串を刺す連携の実践や、多くの学びの機会や場の確保が必要となってきます。

そこで今回は、様々な分野で活動する社会福祉士が集まる実践研究大会で、社会福祉士が地域共生社会づくりにおいても、「尊厳の保持」と「自立支援」において重要な役割を担っていることを再確認し、東京社会福祉士会として今後の連携体制の強化を図る一助としていきたく、各委員会代表者による意見発表と意見交換を実施してみます。